

医療的ケア通学支援研究会議 中間のまとめ (骨子)

1 はじめに

- (1) 研究をはじめるにあたって
 - ◇通学中に医療的ケアが必要な児童生徒にあっては、安全上の課題などから保護者送迎としてきたが、保護者の負担軽減を求める声がある。
 - ◇こうした保護者の負担軽減に向けて、関係者・関係機関が連携しながらそれぞれの立場で何ができるか調査研究する。

- (2) 研究会議の設置について
 - ◇研究会議メンバー構成

(3) 研究の経過

- ◇第1回研究会議(5/24)の概要
- ◇学校視察(7/11,12)の概要
- ◇第2回研究会議(9/13)の概要
- ◇第3回研究会議(10/18)の概要
 - 今ある既存の仕組みを活用していくことや、その中で、どういった制度設計が可能かを考えていく。
- ◇第4回研究会議(11/25)の概要
 - 中間報告取りまとめ
 - 今後に向けて、実証研究を取り入れながらさらなる研究が必要。引き続き、保護者の負担が少しでも軽減できる方策を探ることが望ましい。

県立特別支援学校における医療的ケア児童生徒の状況 (H25. 5. 1現在)

医療的ケアを必要とする児童生徒数	…126名
うち、通学生	…104名
入院・施設入所	…14名
訪問教育対応	…8名

通学生 104人のうち、
知能特別支援学校通学生 …102名
うち往復とも保護者による送迎対象者… 52名
スクールバス利用対象者 …50名

2 現状と課題

- (1) 医療的ケアを必要とする児童生徒の現状について
 - ◇医療的ケアが必要な児童生徒へのこれまでの教育対応として、就学の「猶予」・「免除」から養護学校義務化とともに「訪問教育」での対応へと至る経過
 - ◇保護者が契約した訪問看護による学校への看護師派遣から、県教委による看護師配置(H17)までの経緯

(2) 医療的ケアを必要とする児童生徒のスクールバス利用について

- ◇通学の現状
 - ◇「通学保障」は、法令等に定めがなく、全国的にも考え方は様々。本県では、通学の利便性を図ることを目途に配慮してきた。
 - ◇通学時に医療的ケアを必要としない児童生徒はスクールバスを利用し、通学時に医療的ケアが必要な児童生徒は保護者送迎としてきた。
- ◇保護者送迎としている理由について
 - ①安全上の課題 … 医ケア処置のためにバスを路上に緊急停車することや、必要な医ケアを即時にできないことから医療事故につながるおそれがあること。
 - ②同乗する児童生徒への影響 … 定時運行に支障をきたすことにより、同乗する他の児童生徒の身体的・精神的負担が懸念されること。
 - ③本人への支障 … 医ケアが必要とする回数や時間帯が異なり、定時運行のバスでは必要な医ケアを十分にできないことによる本人の健康安全面への影響が懸念されること。
 - ④感染症罹患のリスク…感染症の罹患が心配されること。
 - ⑤責任問題 … 万一の医療事故時の刑事上(業務上過失等)の責任が問われること。
- *こうしたリスクは、小型のバスであっても変わらないこと

(3) 課題の整理と検討

- ◇障害の程度や状況、家庭の状況などが様々であり、送迎に対する保護者のニーズや思いが異なり、一つの手立てによってすべての保護者に対して負担軽減を示すのは難しい。
- ◇保護者の負担軽減のために ~ 4つの観点から課題整理 ~
 - ア) 看護師の確保について
 - ・訪問看護ステーション等の看護師を依頼する場合、別の契約が必要
 - ・特別支援学校看護師の場合は、学校業務との調整が必要
 - ・多くの移動支援事業所は、外部から看護師派遣があれば送迎が可能としている
 - ・看護師の派遣の方法や、医療的ケアの直接の指示責任者など整理することが必要
 - イ) 送迎車両の確保
 - ・スクールバスは安全面等に課題があり、介護タクシーは保護者の費用負担が大きい
 - ・車両を保有する移動支援事業所はあるが、看護師の確保や市町との調整が課題
 - ウ) 安全面の確保
 - ・あらかじめ、医師や保護者等からの緊急時の指示を受けておくことが必要
 - ・あらかじめ、通学途上の医療機関と連携しておくことが必要
 - エ) 既存制度の活用
 - ・就学奨励費は、対象に制限がある
 - ・移動支援事業は、制度上において活用は可能だが、実施主体の市町の判断が必要
 - ・訪問看護の制度の活用はできない

3 今後に向けて

- (1) 医療分野での対応
 - ◇安全確保に向けて、緊急時を想定した対策を講じるため、通学ルート上の医療機関との連携の検討
 - ◇地域の医師会等への協力要請と緊急対応ネットワーク構築の検討

(2) 教育分野での対応

- ◇学校看護師の活用の可能性についての検討
- ◇医療との連携や安全面の確保に向けた手立ての検討

(3) 福祉分野での対応

- ◇移動支援事業の実施主体である市町との意思疎通や連絡調整、具体的な費用負担など何らかの手立ての検討

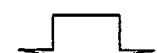
(4) その他

- ◇介護タクシー(車椅子が利用できるタクシー)の利用の可能性
- ◇国・県・市・保護者が応分の負担をすることを基本として考える



(5) 具体の取組の方向性 ~実証研究の必要性~

- ◇健康状態は個々により異なり、日々の変化にも十分な観察と対応が必要であり、送迎にあっても個々に応じた丁寧な対応が必要
- ◇市町・事業所との連携協力など運用面での課題や、安全な送迎のための課題などを解決するため、実証研究として具体的に研究することが必要
- ◇保護者の負担が少しでも軽減されるよう、既存制度を十分活用することを基本として考える
- ◇安全面の確保に向けて、医師会等への協力依頼など医療機関との連携が必要
- ◇看護師確保に向けて、特別支援学校や訪問看護ステーション、看護協会などの関係団体との意見交換や研修の実施など、より一層安全な実施に向けた手立てを講じていくことが必要



保護者負担を少しでも軽減するため、既存制度を活用した実証研究を行い、その方策を引き続き探ることが望ましい。